

[事案 2020-103] 減額更新手続無効請求

・令和3年6月24日 裁定打切り

<事案の概要>

高度障害状態に両眼永久失明が含まれていることを認識していなかったとして、減額更新手続について、錯誤による無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成7年3月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成27年3月に定期保険特約部分の死亡保障・高度障害保険金を5,500万円から2,500万円に減額更新したが、以下の理由により、減額更新手続を無効にしてほしい。

- (1)自分は、減額更新手続を行った平成27年1月時点で、右目は失明、左目もほぼ視力を失っており、まさに失明直前であったため、減額書類に目を通すことも、手続書類に署名捺印することも不可能であった。
- (2)募集人は、平成19年以前から自分の担当者であり、自分の家族の保険も扱っており、契約手続は、自宅で自分と妻と一緒に話を聞いて行った。募集人は、自分の目が不自由であることを熟知していた。
- (3)高度障害状態とは、死亡に等しい状態と認識しており、両目の失明が該当するとは思わなかった。知っていたら減額はしなかった。
- (4)募集人は、両目の失明が高度障害状態に該当すると認識していなかったため、自分に減額更新を勧めた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の視力が低下していたことを把握しておらず、複数回、目に関する入院手術を受けていることは認識していたが、両目の視力を失い高度障害状態になるなどは予想していなかった。
- (2)募集人が申立人の担当者になって以降、申立人と面談したのは1回程度である。申立人は、忙しいなどの理由で募集人の面談を拒んでいた。申立人の家族の保険手続に、申立人が同席したことはない。
- (3)減額手続は、事前に申立人の妻に説明したうえで、申立人と妻に面談して行った。その際、申立人に視力を失っているような様子ではなかった。
- (4)募集人は、当然に両目の失明が高度障害状態に該当することを認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理の他、減額更新手続時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、第三者の意見として、減額更新手続当時の申立人は、右眼は完全な失明状態で、左眼は視野はほぼ欠損状態で失明の状態と同等であり、募集人は、当時の申立人の外観・行動から、申立人の障害に気づいていた蓋然性が高いとの回答を得たが、申立人の錯誤に関する

る判断に当たり、例えば、重過失の有無を認定するには、重過失の存在を減殺する評価障害事実等に関して当事者尋問等を、申立人の錯誤を募集人が知っていたかどうかを認定するには証人尋問を行なう必要があり、また、和解の勧誘をするにしても、主要な事実や関連する事実を事実認定したうえでこれを行う必要があり、同様に当事者尋問・証人尋問の実施が必要不可欠であるところ、当審査会では、裁判所におけるような厳格な証拠調べ手続にもとづく事実認定を行うことは制度上不可能であることから、裁定手続を打ち切ることとした。